

財団法人 日本アンチ・ドーピング機構寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (Japan Anti-Doping Agency) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区西が丘3 - 15 - 1 国立スポーツ科学センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、競技者の運動能力の向上を目的とした薬物の使用の防止 (以下「アンチ・ドーピング」という。)に関する活動を競技者の人権及び健康に配慮しつつ推進し、もってスポーツの健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、次に掲げる事業を行う。

- (1) アンチ・ドーピングに係る基本計画を策定すること。
- (2) ドーピングに係る検査を実施すること。
- (3) アンチ・ドーピングに係る教育及び啓発を行うこと。
- (4) アンチ・ドーピングに係る情報の収集及び管理を行うこと。
- (5) わが国におけるドーピングに関する検査の指導及び支援を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 加盟団体

(加盟)

第5条 この法人に、加盟団体を置くことができる。

2 この法人に加盟しようとする団体は、この法人の理事会の同意を得なければならない。

(脱退)

第6条 加盟団体が脱退しようとするときは、この法人の理事会の同意を得なければならない。

2 この法人は、加盟団体がこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会の議決に基づき、脱退させることができる。

(加盟金及び分担金)

第7条 加盟団体は、この法人の理事会が別に定める加盟金及び分担金を納入しなければならない。

第4章 資産及び会計

(資産)

第8条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第9条 前条に定める資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に基本財産とされた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会の議決に基づき、基本財産に繰り入れることとした財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第10条 この法人の資産は、会長が管理する。ただし、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金等の確実な方法により管理するものとする。

2 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業を行うに当たってやむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支出)

第11条 この法人の事業に係る所要の経費は、運用財産をもって支出する。

(事業計画書及び収支予算書)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が編成し、理事会の議決を経て、かつ、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。

2 当該事業年度中における事業計画及び収支予算の変更を行う場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、「事業計画及び収支予算」とあるのは「変更後の事業計画及び収支予算」と、「毎事業年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

(収支決算書)

第13条 この法人の収支決算書は、会長が作成し、事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の意見を付して、理事会の承認を受け、かつ、毎事業年度終了後3ヵ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第14条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分の2の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 この法人が、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なもの(第7条ただし書及び前条に定めるもの並びに事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算に定めるものを除く。)を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

(種別及び定員)

第17条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内(うち、会長1人、副会長1人、理事長1人)
- (2) 監事 2人または3人

(選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

- 2 会長、副会長及び理事長は、理事の互選により定める。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第19条 理事は、理事会の議に基づき、この法人の業務を掌理する。

- 2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事長は、理事会を主宰する。

(監事の職務)

第20条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産の状況について監査すること。
- (2) 理事の業務の処理の状況について監査すること。
- (3) 前二号に定める監査の結果について不整の事実があると認めるときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号に定める報告を行うために理事会又は評議員会を召集すること。

(任期)

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期中において、理事会の承認を受けて辞任することができる。

4 役員は、任期が終了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(解任)

第22条 役員が次のいずれかに該当するとき又は役員としてふさわしくないと会長が認めるときは、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

第6章 評議員

(評議員の選出)

第23条 この法人には、評議員30人以上40人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5 評議員には、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

第7章 顧問

(顧問)

第25条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決に基づき、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第8章 理事会

(設置)

第26条 この法人に、理事会を置く。

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の管理及び運営に関する事項を議決する。

(召集等)

第29条 会長は、必要に応じ、理事会を召集する。ただし、会長は、少なくとも毎年度に2回は理事会を召集するものとする。

2 理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、理事長はその請求があった日から起算して30日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるものを除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

第31条 理事は、理事会に出席できないときは、当該議事につきあらかじめ書面をもって、又は他の理事を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合においては、当該理事はその理事会に出席したものとみなす。

(書面による表決)

第32条 議長は、緊急の処理を要すると認める事項については、書面による賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、議長は、次の理事会に当該事項につき承認を得なければならない。

第9章 常任理事会

(設置)

第33条 この法人に常任理事会を置く。

(構成)

第34条 常任理事会は、会長、副会長、理事長及び事務局長をもって構成する。

(権限)

第35条 常任理事会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行すること。
- (2) 会長が必要と認める事項に関し議決すること。
- 2 前項第2号の場合においては、会長は、次の理事会に当該事項について承認を得なければならない。

(召集等)

第36条 理事長は、必要に応じ、常任理事会を召集する。

- 2 常任理事会の議長は、理事長をもって充てる。

第10章 評議員会

(評議員会)

第37条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 理事会は、次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会に意見を聴くものとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 基本財産に関する事項
 - (4) 長期借入金に関する事項
 - (5) 新たな義務の負担及び権利の放棄に関する重要事項(第1号、第3号及び前号に掲げる事項を除く。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の重要な事業に関する事項で理事会が必要と認めるもの
- 3 第29条及び第30条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第11章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 この法人に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、理事会の議に基づき会長が任命する者(以下、「専門委員」という。)をもって構成する。
- 3 専門委員会は、運営委員会から諮問された事項を審議する。
- 4 専門委員会に、専門委員長を置く。
- 5 専門委員長は、専門委員のうちから理事会の議決に基づき、会長が任命する。
- 6 専門委員長は、専門委員を召集し、議長となる。

第12章 事務局

(事務局)

第39条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員(以下、「事務局職員」という。)を置く。
- 3 事務局は、この法人の事務を処理する。
- 4 事務局長は、局務を掌理する。

5 事務局職員は、会長が任命する。

第13章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第41条 この法人は、この法人の目的を達成したとき、又は理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を受けたときは解散する。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において理事及び評議員現在数4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第14章 雑則

(議事録)

第43条 すべての会議において、当該会議の議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項に定める議事録は、当該会議の議長及び出席者のうち2人以上が署名及び押印するものとする。

3 事務局は、第1項に定める議事録を保存しなければならない。

(書類及び帳簿の備付等)

第44条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び事務局職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から11号までの

書類は永年、同項第5号に定める帳簿及び書類は10年以上、同項7号及び12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の設立許可のあった日（平成13年9月16日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず、設立発起人の議決するところによる。
- 3 第16条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の事業年度は、平成13年9月16日から平成14年3月31日までとする。
- 4 第18条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとし、その任期は、第21条にかかわらず平成14年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成14年1月22日から施行する。

理事（会 長）	黒 田 善 雄
理事（副 会 長）	岡 野 俊 一 郎
理事（理 事 長）	河 野 一 郎
理事	安 西 孝 之
理事	小 粥 義 朗
理事	小 野 清 子
理事	笠 原 一 也
理事	河 上 一 雄
理事	川 原 貴
理事	糸 野 豊
理事	佐 々 木 秀 幸
理事	杉 山 茂
理事	田 辺 陽 子
理事	辻 居 幸 一
理事	逸 見 博 昌
理事	水 野 正 人
理事	八 木 祐 四 郎
理事	柳 川 覺 治
監事	上 田 宗 良
監事	伊 能 和 宏